

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 5 年 4 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 4 回定例総会議事録

署名委員 泉 義昭

署名委員 日高 千夏

## 奄美市農業委員会第4回定例総会議事録

1. 招集日時 令和5年4月25日(火) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所5階 会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫	9	岸田 国広
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚昭三十

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長 池 秀 平 事務局次長 勝 裕 美  
笠利支所主幹兼分室長 中村 幸信 笠利支所主幹 竹山 和幸

6. 報告事項

なし

7. 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名について
- (2) 会期の決定について
- (3) 議案について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第24号 非農地の認定についての決定について
- 議案第25号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（編入）
- 議案第26号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について
- 議案第27号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第28号 奄美市農用地利用集積計画（農地中間管理機構）の合意解約の決定について

(4) その他

議長

(岸田 会長)

ただいまの出席委員は16人です。総会は成立いたしました。  
これから、令和5年第4回定例総会を開会いたします。  
それでは、議事日程に入ります

### 日程第1

会議録署名委員の指名を行います。  
本総会の会議録署名委員には、2番 泉 委員と3番 日高 委員のお二人を  
指名いたします。

### 日程第2

会期の決定を議題といたします。  
本日の総会は日程通知のとおり議案第22号から28号までの7件を予  
定いたしております。  
お諮りいたします。  
会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお  
ります。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

### 日程第3

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた  
します。  
それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

議案第22号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

2 ページをお開き下さい。

NO. 1 1 は、譲渡人が所有する 2 筆の農地につきましては奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内の農地で第 1 種農地であります。

2 筆の農地面積の合計 1, 4 0 2 m<sup>2</sup>の農地は売買による所有権移転の申請となります。

農地取得後は たんかん を栽培する予定で、面積拡大のためと判断いたします。

1 1 ページをお開き下さい。

NO. 1 2 は、譲渡人が所有する 1 筆の農地については農業公共施設投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第 2 種農地であります  
1 筆の農地面積 2 7 6 m<sup>2</sup>は売買による所有権移転の申請となります。

また、譲受人は龍郷町内に農地を所有しており現在、一部は野菜やバナナを栽培しており現在使用していない農地につきましては耕運しており野菜等を植え付ける予定となっております。

農地取得後は バナナとパパイア を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

2 1 ページをお開き下さい。

NO. 1 3 は、譲渡人が所有する 2 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内の農地で第 1 種農地であります。

2 筆の農地面積の合計 3 0 2 m<sup>2</sup>の農地は売買による所有権移転の申請となります。

農地取得後は 野菜等 を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

3 1 ページをお開き下さい。

NO. 1 4 は、譲渡人が所有する 1 筆の農地については奄美市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内の農地で第 1 種農地であります。

1 筆の農地面積 6 6 m<sup>2</sup>は売買による所有権移転の申請となります。

NO. 1 3 と NO. 1 4 の譲受人は同一であり農地取得後は 野菜等 を栽培する予定となり、面積拡大のためと判断いたします。

以上 4 件であります。

<p>議長</p>	<p>(岸田会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。 順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告を求めます。</p>
<p>6番</p>	<p>(西委員)</p> <p>農地法第3条の案件の譲受人、譲渡人、土地の順に報告します。</p>
	<p>(西委員) 譲受人についての説明</p> <p>No11、4月21日、金曜日、午前10時頃、譲受人と農園のほうでお話を聞きました。</p> <p>譲受人は現在、パッション、たんかん、津の輝を栽培しています。</p> <p>取得の理由としては、たんかんの規模拡大をしたいということです。</p> <p>土地の地番、面積対価とも間違いないということです。</p>
<p>6番</p>	<p>(西委員) 譲渡人についての説明</p> <p>4月23日、日曜日午後17時30分頃に譲渡人の自宅のほうで話しを聞くことができました。農業をしないということで譲受人に畑を売りますと言うことです。</p> <p>土地の地番、面積対価とも間違いないということです。</p>
<p>6番</p>	<p>(西委員) 土地についての説明</p> <p>4月21日、金曜日午前10時30分頃に申請地を見に行きました。</p> <p>7ページから10ページにありますように中学校の山手に300m行ったところの山裾にあります。申請地は農道のすぐ側で一段上がったところにあります。申請地は草が生えていました。また、もう1筆は防風林に囲まれて草が背丈まで生えている中スモモ、たんかんの木が数本植えていました</p> <p>申請地の周りは耕作されている畑でした。</p> <p>農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>13番</p>	<p>(田中委員) 譲受人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請のNo12の譲受人について調査報告いたします。4月24日午後6時、受人の自宅で話しを聞くことが出来ま</p>

した。土地の所在、売買金額等書類の記載内容に間違いのないことでした。受人は奄美市外出身で奄美市外にも農地を所有しており、今後農業の規模拡大を考えて今回の土地購入を決意したということです。

自宅から遠方になりますが、仕事の通過地で行くことも多く、その時などで管理作業を行うとのことでした。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

(泉委員) 譲渡人についての説明

2番

農地法第3条の規定による許可申請書No.12の調査報告をいたします。令和5年4月24日、月曜日午前9時45分に渡人と電話にて許可申請地の土地の所在、並びに権利の設定等に係る対価等記載内容について確認した結果、相違ないとのことでした。

(泉委員) 土地についての説明

2番

令和5年4月24日、月曜日午前9時15分に航空写真の番地字図を基に確認いたしました。その土地は公衆道路から旧道に入り50m程位置した居宅の隣に畑があり、申請地となる一部にはロープが張られていました。現在、雑草が少しある程度で他の農作物もなく作業等に影響は及ぼす事はないと思われます。

申請地への通路手段として建物の横を通ることから、所有者への問題はないのか確認したところ通路は旧道地跡で問題はないとの事でした。

農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。

(朝委員) 譲受人についての説明

5番

議案第22号の農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.13譲受人、土地についての調査報告をいたします。

4月20日12時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。

申請人は農業関係に携わる業務をしており、農業にも関心を持っております。申請地は居宅の近くにあり野菜やジャガイモなどを植えたいとの事です。また、申請書のとおり間違いはありませんとのことでしたので、申請地への距離等からしても問題ないものと考えております。

5 番	<p>(朝委員) 土地についての説明</p> <p>4月19日1時30分頃、岩本推進委員、中村分室長と3人で現地を確認しました。申請地には野菜等が植えられていました。今後も野菜等を植えるとのことでしたので、周辺への悪影響はなく問題ないと思います。</p>
事務局	<p>(中村室長) 譲渡人についての説明</p> <p>4月18日、16時譲渡人が施設に入所しているため、娘さんにお会いし、申請内容の確認をいたしました。</p> <p>土地の所在及び土地の大半を記載内容に間違いはありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
5 番	<p>(朝委員) 譲受人についての説明</p> <p>議案第22号の農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.14譲受人、土地についての調査報告をいたします。</p> <p>4月20日12時頃、自宅を訪問し本人から話しを伺いました。</p> <p>申請人は農業法人関係に勤務しており、農業にも関心を持っております。</p> <p>申請地は居宅の近くにあり、野菜やジャガイモなどを植えたいとの事です。又、申請書のとおり間違いありませんとのことでしたので、申請地からへの距離等からしても問題ないものと考えております。</p>
5 番	<p>(朝委員) 土地についての説明</p> <p>4月19日1時30分ころ、岩本推進委員、中村分室長と3人で現地を確認しました。申請地には野菜等が植えられていました。今後も野菜などを植えるとのことでしたので、周辺への悪影響はなく問題ないと思います。</p> <p>農地法第3条の調査書については、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。</p>
1 2 番	<p>(山田委員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書についてNo.14の件について報告致します。</p> <p>4月21日、9時20分に渡人は電話をいたしました。</p> <p>忙しいので、このまま電話にてお願いしますとのことでしたので、電話で確認いたしました。土地の所在、及び権利の設定などに係る対価等記載内容に間違いのないとのことでした。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議長

(岸田会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第22号農地法第3条の規定による許可申請については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

#### 日程第4

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

議案第23号「農地法第5条許可申請について」説明いたします。

42ページをお開き下さい。

No.11につきましては、渡人の所有する奄美市名瀬の2筆の農地面積の合計409㎡を受人が自動車販売業の展示として増設するため、売買による所有権移転でございます。

申請地は名瀬総合支所から南東に約4.8kmの場所に位置し申請地は国道沿いにある土地で周りは自動車販売業や石材店があります。

この周辺の農地につきましては令和4年度農振地域の見直しから除外が適当と判断した農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

57ページをお開き下さい。

No.12につきましては、渡し人の所有する笠利町の農地3,621㎡を受人が土地整備を行い建設条件付土地売買(1戸建て住宅)を建設することによる売買の所有権移転でございます。

申請地は笠利総合支所から北東へ約5.7kmの場所に位置し申請地は県道佐仁万屋赤木名線601号線で海側への護岸道路沿いにある農地であり、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

この申請につきまして、受人は過去に3件同様の建設条件付土地売買（1戸建て住宅）を建設することによる売買の所有権移転を行っております。

過去3件の申請につきましてはそれぞれ説明したいと思います。

まず1件目は令和2年8月6日申請で8月総会にかけられた申請であります。

申請内容につきましては、申請地が奄美市名瀬の2筆の1,822㎡の農地で8区画住宅建設の予定で工程表については建築工事完了報告が令和3年9月であり、全区画の販売期間が令和4年8月にすべて終了予定であります。

令和5年4月14日午後14時頃、農業委員会事務局から私（池）と竹元主査で現場を確認いたしました。申請の8区画住宅建設予定中、販売7区画については終了。

1区画につきましては完了しておらず、また今回の申請の際に工事進捗報告が提出されていなく指導した際、令和5年4月17日に提出をした次第であります。

2・3件目につきましては

令和3年10月4日、5日と2件の申請で10月総会にかけられた申請であります。

2件目の申請内容につきましては、申請地が奄美市笠利町の2,452㎡の農地で土地整備は完了しているものの工程表については建築工事完了報告が令和5年1月であり、販売期間が令和4年12月にすべて終了予定であります。

令和5年4月14日午後14時半過ぎ頃、農業委員会事務局から私（池）

と竹元主査で現場を確認いたしました。  
申請農地は笠利町国道沿いの申請地であります。

整備はしているものの建築が全くされておらず、また今回の申請の際に工事進捗報告が提出されていなく指導した際、令和5年4月17日に提出をした次第であります。

3件目の申請につきましては申請地が奄美市笠利町の184㎡の農地で土地整備は途中であり、工程表については建築工事完了報告が令和5年1月であり、販売期間が令和4年12月にすべて終了予定であります。

令和5年4月14日午後15時過ぎ頃、農業委員会事務局から私（池）と竹元主査で現場を確認いたしました。

申請農地は笠利町土浜集落から空港への国道沿いのアマンデーをすぎた土地で土を少し盛土しており現地確認日に小型ダンプとユンボで整地していました。

申請地は整備途中で令和5年2月2日に工事進捗報告が提出されてはいるもののすべての工事につきましては完了しておりません。

以上を踏まえたうえで過去の3件の申請後、許可後の工事進捗後の工程による、今回の申請について審議のほど協議くださるようお願いします。

以上であります。

議長

(岸田会長)

それでは、私5条申請のNo.11につきまして私からの調査報告があるため議事進行を代行します。

議長

(榮会長代理)

議長を代行したいと思います。本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

1 2 番	<p>(山田委員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.11について、調査報告いたします。</p> <p>4月19日10時頃に経営している会社は訪問してお話しを聞くことが出来ました。</p> <p>土地の所在、及び権利の設定などに係る対価等記載内容に間違いのないことでした。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
9 番	<p>(岸田委員) 譲受人についての説明</p> <p>4月23日14時に電話にて本人と聞き取りをいたしました。</p> <p>申請内容等については間違いのないことでした。</p>
9 番	<p>(岸田委員) 土地についての説明</p> <p>この場所については元々農振地域でありました。</p> <p>朝戸トンネル工事に伴いこの辺の場所は石等が多く農業ができない地域であります。</p> <p>昨年、農業振興地域の見直しにより除外認定されており、土地については問題ありません。</p>
議長	<p>(榮会長代理)</p> <p>それではNo.11に関する質疑に入ります。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(「全員」挙手あり)</p> <p>挙手多数でご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 2 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてNo.11については審議の結果、これを承認することに決定いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>No.12からについては議長を交代します。</p> <p>(岸田会長)</p> <p>それではNo.12の本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(山田委員) 譲渡人についての説明</p> <p>農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.12について、調査報告いたします。</p> <p>渡人が高齢で娘さんと4月20日16時頃に経営しているお店へ訪問して、お話しを聞くことができました。</p> <p>この土地は相続を受けた土地で、近くに住んでいる親戚の方に貸していたようですがいずれにしろ、自分たちでは耕作することが出来ないの、いずれは売却したいと、相談していたようですが、時期が悪くそのまま親戚の方へ貸していたらどうですかということで、親戚のほうがサトウキビの耕作をしていたようです。自然遺産登録もなり、この度の売買の話になったようです。</p> <p>土地の所在、及び権利の設定などに係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(山田委員) 譲受人についての説明</p> <p>農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.12について、調査報告いたします。</p> <p>4月20日17時頃に会社へ訪問しました。</p> <p>担当者からお話しをお聞きいたしました。</p> <p>転用目的が建設条件付土地販売であります。</p> <p>土地の所在、地目、面積等は記載通りであります。P58に事業計画書。P71に誓約書もでています。又、農地法施行規則第30条第3号又は第4号の書類として、P65、66、67、68に添付されています。</p> <p>この事業を実施するために必要な資力に関しても、事前協議で確認済です。許可申請に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>

7 番

(里委員) 土地についての説明

農地法 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.12について、調査報告いたします。

4月19日10時に事務局の中村さんと推進員の福さんと自分と現場において農地の現状確認調査を行いました。農地は長年にわたりサトウキビが栽培されておりハーベスターで刈り取った状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。農地の場所においてはP63をお願い致します。

大笠利教会近くの農地については問題ないと思いますが畑に行くには護岸の道を利用して行けない事と、農地の近くに辺留城古墳の文化財保護の墓があることです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

(岸田会長)

それではNo.11に関する質疑に入ります。協議会の内容を踏まえて質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

賛成が少ないので、「不許可」といたします。

よって議案第 2 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてNo.11については審議の結果、これを「不許可」とすることに決定いたしました。

#### 日程第 5

議案第 2 4 号 非農地の認定について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

議案24号 非農地の認定について

P73をお開きください

NO. 5 につきましては奄美市名瀬の 1 筆で、859㎡の土地でございます。

申請地は、昭和 4 3 年 1 0 月に農地を購入し所有権移転をした際、農地とは知らず一部コンクリートを張り建築物を建てたため農地として利用ができないことから非農地としての申請です。

この非農地申請につきましては令和5年4月24日午後16時に申請者から電話連絡があり取り消し願いを提出したいということで16時40分妻が来庁し取り消し願いということで受理いたしました。

83ページをお開き下さい。

NO. 6につきましては奄美市笠利町の1筆で441㎡の土地でございます。

申請地は平成20年頃から休耕地となっており泥水が流れるような立地となっており農地として利用ができないことから非農地としての申請です。

89ページをお開き下さい。

NO. 7につきましては奄美市笠利町、他5筆で493㎡の土地でございます。

申請地は92ページの案内図から奄美空港を過ぎた土地でございます。国道と市道に挟まれた土地のため農地として利用ができないことから非農地としての申請です。

94ページをお開き下さい。

NO. 8につきましては奄美市笠利町他1筆で921㎡の土地でございます。

申請地は98ページの案内図から奄美空港近くの土地でございます。

94ページの現況から農地として利用ができないことから非農地としての申請です。

以上4件であります。

議長

(岸田会長)

本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。

順次、申請人及び土地の順にそれぞれ担当調査委員から報告をお願いします。

5番

(朝委員) 申請人について

4月20日5時頃、申請人の自宅を訪問し、本人から話しを伺いました。

申請地は、周りの土地より低く下がっており雨水がたまり、作物を植えても根腐れし作物が育たないため15年前から耕作してないとの事です。

今後も、耕作する予定はなく、草木が生えているとのことでした。

5 番	<p>(朝委員) 土地について</p> <p>4月19日1時50分頃、岩本推進委員、中村分室長と3人で現地を確認しました。申請地は東、西、北の土地より4, 5m下にあり雨水がたまり又、草木が繁殖していました。今後も農業に困難な土地だと思います。以上、報告致します。</p>
1 3 番	<p>(田中委員) 申請人について</p> <p>非農地申請に係るNo.7の調査報告をいたします。4月21日16時30分、本人に電話で話しを聞くことが出来ました。土地の所在等記載内容に間違いはないとのことでした。本人は自宅兼店舗で飲食店を営んでいます。以上、報告致します。</p>
1 1 番	<p>(栄委員) 土地について</p> <p>非農地申請に係るNo.7の調査報告をいたします。4月21日9時30分、岩本推進委員、中村分室長と3人で現地を確認しました。</p> <p>申請地は40年前に休耕しており道路に挟まれ小さな土地のため今後も耕作する計画はなく困難な土地と思います。以上、報告致します。</p>
5 番	<p>(朝委員) 申請人について</p> <p>議案24号の非農地の認定についての決定についてNo.8について調査報告いたします。</p> <p>4月20日9時頃、申請人の自宅を訪問し本人から話しを伺いました。申請地は周りの土地より低く窪地になっており、又トラクター等の機械進入路がないため35年前頃から耕作していないとのことでした。</p> <p>休耕地になる前は細い道を50mほど、サトウキビを担いで出荷していたとのことでした。</p> <p>今後も耕作する予定はなく、草木が生えているとのことでした。</p> <p>(朝委員) 土地について</p> <p>4月19日1時50分頃、岩本推進委員、中村分室長と3人で現地を確認致しました。</p> <p>申請地は東、北側は駐車場、西、南側は雑木に囲まれて、周りの土地より3, 4m低く窪地になっており、草木が繁殖しておりました。又、進入路もないため、今後も農業に困難な土地だと思います。</p> <p>以上、報告いたします。</p>

議長

(岸田会長)

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第24号非農地の認定による許可申請について審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

### 日程第6

議案第25号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出編入について、を議題といたします。

それでは事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(池局長)

議案25号 奄美市農業振興地域整備計画（編入）について

1件、意見書の提出が求められています。

P101をお開きください。

No.2につきましては、土地の所在は、奄美市笠利町の2筆で、地目は畑で2,192㎡でございます。編入理由は、申請者が事業活用のため土地の有効利用をしたいと農振地域編入申請でございます。

ここで、農林水産課の職員からの補足説明をお願いしたいと思います。

農林水産係長

(勇係長)

申請地は笠利支所から東へ約4kmにあり集団性のある農地であり、申請者の農家は新規認定農家であり奄美市農業研修生の卒業生でもあります。今回の編入申請の目的は補助事業であります農業創出支援事業を活用し

てハウスの新設を行うためであります。  
当該土地の周りはずべて土地改良事業地域となっており本来ならば当該地域は農業振興地域となっていなければいけない地域でしたが、取り残された地域となったところであります。  
当該農地については申請書とおりの問題はございません。  
以上から、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長

(岸田会長)

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

11番

(栄委員)

この2筆だけ農振から外れて、ほかに外れている農地があるのですか

農林水  
産係長

(勇係長)

図面を見てのとおりこの地区だけ、なんらかの理由により外れているようです。

議長

(岸田会長)

他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

全員賛成であります。

よって、「議案第27号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」は、承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

#### 日程第7

議案第26号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、議題といたします。

事務局

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池局長)

議案 26 号農用地利用集積計画の合意解約の決定について

P110をお開き下さい。総括表になります。

合意解約の申請につきましては1件で 16,445 m<sup>2</sup>の土地になります。  
借り人から貸し人への解約の話があったという経緯での合意解約に至っております。

議案 27 号

農用地利用集積計画の決定について

P115をお開き下さい。総括表になります。

今月は、名瀬地区が15年間、1件で2,102 m<sup>2</sup>

5年間、1件で987 m<sup>2</sup>

19年間で1,311 m<sup>2</sup>になります。

また、笠利地区につきましては15年間が2件でそれぞれ8,291 m<sup>2</sup>と

8,363 m<sup>2</sup>で10年間が1件で3,966 m<sup>2</sup>になります。

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします

議案 28 号

奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の合意解約の決定について

P122をお開き下さい。総括表になります。

合意解約につきましては4筆同一者であり10年間の解約が1件、2752 m<sup>2</sup>でございます。

以上です。

(岸田会長)

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですのでこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり)

挙手多数でご異議なしと認めます。

よって議案第26, 27, 28号による許可申請について審議の結果、これを承認することに決定いたしました。

以上で本日予定されました議題については全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

令和5年4月25日

奄美市農業委員会

会長 岸田 国広

署名委員 泉 義昭

署名委員 日高 千夏

作成者 池 秀平